

平成30年（行コ）第35号

石木ダム事業認定処分取消請求控訴事件

控訴人ら 岩下和雄他

被控訴人 国 2018年(平成30年)12月19日

福岡高等裁判所 第4民事部 御中

意見陳述書(利水関係)

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 高橋 謙 一

控訴人ら代理人の高橋です。私からは、本件訴訟の利水に関する争点に関して、貴庁にぜひ留意していただきたいことについて、意見を述べさせていただきます。

第1 はじめに

本件訴訟では利水問題に関して、二つの争点を控訴人らは設定しています。一つは、本件事業の前提となっている平成24年度予測は、成立においても内容においてもでたらめであること、もう一つは、本件慣行水利権を全くのゼロ評価して除外することは明らかに不合理であること、です。

ご承知のとおり、本件訴訟の原審である長崎地方裁判所は、両争点とも、控訴人らの主張を排斥しております。

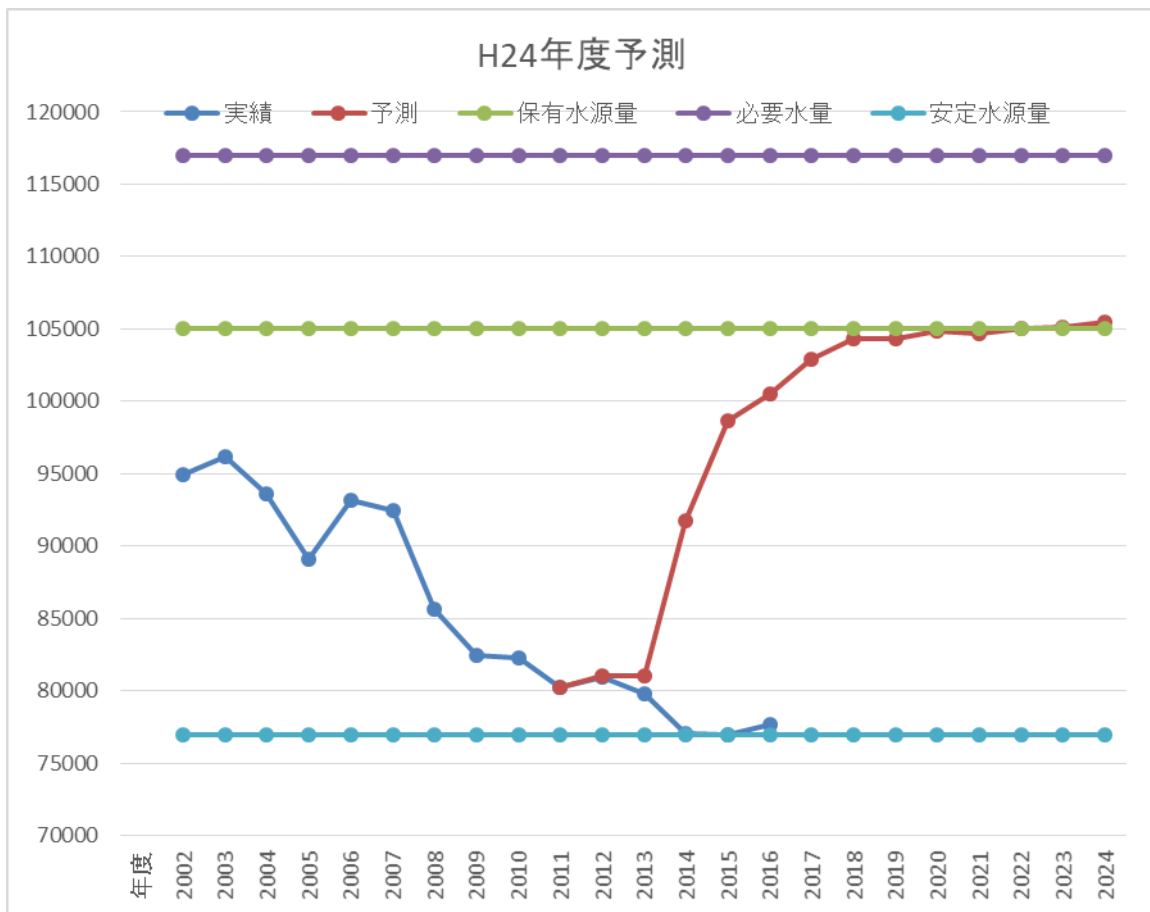
この原審の認定が明らかに誤っており、本件事業は取り消されるべきであることについては、控訴理由書及び原審各準備書面で詳細に述べている通りであり、それを精査いただければ、結論はおのずと明らかであると確信しておりますので、争点についての詳しい論及はここではいたしません。

本日は、その「精査いただく」際にご留意していただきたい視点を三つ述べさせていただきます。

第2 平成24年度予測が明白に間違っていることは、現在明白であること

- 1 一点目は、「平成24年度予測が明白に間違っていることは、現在明白であること」です。平成24年度予測には、平成24年度から36年度までの15年間の予測が記載されています。今日時点で、そのうち、平成24年度から29年度までの6年間、半分近くの「予測」が検証できています。
- 2 控訴理由書(その1)の18頁に掲載している表には、平成28年度までの5年間の実績を記載しております(次頁に参考までに転載しておきます)が、これを見れば、

私の言わんとしていることは明らかでしょう。これだけ見事に外れる予測もそうそうないと思います。



- 3 確かに、「結果的に外れた」のであれば、本件訴訟の審理の対象とはならないかもしれませんが。しかし、実際に外れていることは、間違いなく、「平成 24 年度予測がでたらめである」ことを推定させます。この視点をまず持っていただきたいと思います。

第3 平成 24 年度予測以前の各予測も同じ傾向にあること

- 1 第二に、平成 24 年度予測以前のいずれの予測も、全く同じように、予測が誤っていた、ということです。

このことも、控訴理由書(その 1)の 18 頁以下で指摘しておりますが、いずれの予測も、ほぼ同じ傾向で、ずっと、実績との乖離を続けてきています。

- 2 これは、佐世保市が、全く同じ『意図』で各予測を作成したことを窺わせます。さもなくば、ここまでそっくりにはならないでしょう。その意図とは、言うまでもなく、『初めに結論ありき』、そのための『数字合わせ』です。

この過去の予測との比較について、原審は、検討だにしておりませんが、これも、本件を審理するにあたり、絶対に忘れてはならない視点です。

第4 日本全国の各予測も同じ傾向にあること

- 1 第三は、この初めに結論ありき』、そのための『数字合わせ』の水需要予測作成は、一人佐世保市だけが行っているのではなく、日本全国どこでも行われている、ということです。このことについては控訴審第1準備書面で詳細に述べていますが、北海道の当別ダムケースは、それを如実に示している分かりやすい例です。
- 2 日本中の水需要予測が同じ傾向にあるということは、国自体がそのような意図をもって、ダム事業を推進させているということを意味します。つまり、国民生活に不可欠だからダムを造るのではなくて、ダムを造りたいがために、国民生活に不可欠に見せかけている虚像作成を国が先頭に立って行っているのです。それは国費の無駄遣いであることはもとより、日本国憲法の根本原理である「基本的人権の保障」、「国民主権」にも明確に違反しています。

第5 結語

- 1 平成24年度水需要予測が『机上の空論』であることは、内容を見ればすぐにわかりますが、これまで述べてきた三つの視点のどれに立っても、本件訴訟で何度も述べているように「中身を見るまでもなく」わかることです。もちろん、控訴人らも、本気で、「平成24年度予測の内容を検討することなく、これがでたらめであると認定せよ」と申しているわけではありません。内容を検討する際に、これらの視点に留意すべきであると指摘しているのです。
- 2 『机上の空論』は、現実社会において何物も生み出しません。
しかし、本件事業の『机上の空論』は、何物も生み出さないどころか、現に居住する13世帯の方々の生活を、積極的に破壊します。同様に、税金の無駄使いや水道費の高騰などにより佐世保市民の生活も破壊します。長崎県民や日本国民全体の生活にさえも多かれ少なかれ影響します。
- 3 『机上の空論』である平成24年度予測が、このように積極的に国民を苦しめることを『法』は決して容認しておりませんし、『法』の真摯な番人たる裁判所も容認してはいけなはずです。

どうか、ここで申し上げた視点を忘れずに、本件審理を進めてください。そうすれば結論は自ずと明らかです。